

川口市立医療センター職員採用試験案内

募集職種： 看護補助者

採用日 ※各月1日付	試験日	申込受付締切（必着）
平成30年4月	2月3日（土）	1月26日（金）

※第1次試験・第2次試験とも同日実施

【受付方法】 持参又は郵送

【受付時間】 午前9時～午後5時

【受付場所】 川口市立医療センター 2階 庶務課

送 付 先

川口市立医療センター庶務課庶務係

〒333-0833

川口市西新井宿180番地

電話 048(287)2525 内線 2213

【1】募集職種・募集人数・受験資格

募集職種	募集人数	学歴等	年齢
看護補助者	2名	義務教育課程を修了した方 ※月2回程度夜間勤務可能な方	平成30年4月1日 現在35歳以下の方

※次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 川口市職員としての懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【2】試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験科目	時間	内容
小論文	60分	課題に対する理解力、文章力による表現力についての論述試験

(2) 第2次試験

試験科目	内容
個人面接	職務経験及び人物についての面接による試験

※最終合格者は、健康診断書（労働安全衛生規則第43条に基づくもの）を提出していただきます。

【3】申し込み手続き及び受付期間

受付	受付方法	持参又は郵送
	受付期間	表紙「申込受付締切（必着）」を参照
	受付時間	午前9時～午後5時
	送付先	川口市立医療センター2階庶務課庶務係 〒333-0833 埼玉県川口市西新宿180番地 電話 048(287)2525 内線2213
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市職員採用試験申込書 ・川口市職員採用試験受験確認票、川口市職員採用試験受験票（切り取らないで提出してください） ※写真2枚を所定の位置に貼付すること。（たて4cm×よこ3cm 上半身脱帽・正面向き・3ヶ月以内撮影） ・「卒業見込証明書」（既に卒業された方は卒業証明書） ・「成績証明書」（最終学歴） 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送受付を希望する方は、<u>受験票の裏面に切手を貼り、宛先を記入のうえ</u>、上記申込先へ特定記録又は簡易書留で郵送して下さい。郵送の際には、提出書類を同封した封筒の表面に「看護補助者採用試験申込書在中」と朱書きし、裏面に受験者の住所、氏名を記入して下さい。 ・申込書は、記入もれのないよう正確に記入して下さい。 ・郵送申込者には、申込受付後受験票を返送します。試験日2日前までに受験票が届かない場合は、庶務課までご連絡下さい。 ・提出された書類は、一切返却いたしません。 	

【4】試験集合時間・試験会場・合格発表等

試験集合時間	試験会場	合格発表
午前9時15分集合	川口市立医療センター2階会議室	試験終了後2週間以内に、合否にかかわらず、第2次試験受験者全員に文書で通知します。

〔試験当日の注意点〕

- ※試験の当日は、受験票、鉛筆、消しゴムを必ず持参してください。
- ※試験日当日の緊急連絡先…医療センター庶務課（048-287-2525）

【5】合格から採用まで

- (1) 採用日は、平成30年4月1日となります。
- (2) 合格発表後、健康診断書（検査項目は後日指定）を提出していただきます。
- (3) 次の事項に該当する場合は、採用が取り消されます。
 - ア 提出した書類に虚偽があった場合
 - イ 健康診断の結果、就労可能の判定が得られなかった場合
 - ウ その他任命権者が不相当と認めた場合

【6】勤務体制・休暇・給与等（平成29年4月現在）

(1) 勤務体制

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第1・3・5土曜日	午前8時30分～午後0時15分
夜間勤務勤務時間	午後4時30分～午前9時00分

(2) 休日

日曜日及び第2・4土曜日、祝日並びに12月29日～翌年1月3日まで

(3) 休暇

年間20日の年次有給休暇（採用月により異なる）、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(4) 給与等

- ア 201,868円（主要手当含む） ※四大新卒の場合
※ 実務経験等の経歴については、本市所定の基準により経歴換算します。
※ 社会変動等により、上記金額が変更になることがあります。
- イ 諸手当
アのほか、支給要件に該当する方には、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(5) 福利厚生等

- ア 各種共済制度
職員やその扶養家族が病気などのときの医療給付、結婚・出産・災害等の給付があります。また、住宅の新築、自動車購入などの資金貸付制度があります。
- イ その他
市町村職員共済組合、川口市職員互助会の補助により、安価な会員価格で保養施設やレクリエーション施設を利用することができます。

【7】その他

地方公務員法の規定により、職員の採用はすべて条件附採用となり、6ヶ月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。